

資料15

就労支援員と目標工賃達成指導員について

就労支援員（1名以上配置）

平均利用者数16.5人／必要人員1.1人な場合

① 1.1人の内、1.0人は常勤専従の職員を1名配置する（0.5人など1.0人を下回る場合でも1名配置）

② 残り0.1人を常勤換算方法で配置する。非常勤や兼務のみでも可能。

兼務の例

管理者と兼務する場合	○	例：管理者8時間，就労支援員8時間（同時並行的な兼務）
サビ管（1人目）と兼務する場合	×	サビ管は常勤専従のため不可
サビ管（2人目・加配）と兼務する場合	○	例：サビ管6時間，就労支援員2時間（勤務時間を分ける）
生活支援員等と兼務する場合	○	例：生活支援員等6時間，就労支援員2時間（勤務時間を分ける）

目標工賃達成指導員（1名以上配置）

1.0人必要な場合

常勤換算で1.0人を充たせばよい→非常勤や兼務のみでも可能

配置の例

非常勤×2名の場合	○	例：非常勤の目標工賃達成指導員4時間×2名
生活支援員等と兼務する場合	○	例：生活支援員等4時間，目標工賃達成指導員4時間（勤務時間を分ける）を2名
管理者と兼務	×	例：管理者8時間，目標工賃達成指導員8時間（同時並行的な兼務）は，H21.3.12 H21厚生労働省Q&A（障害福祉） vol1により加算算定不可 <u>（目標工賃達成指導員達成加算はあくまで「加配」に対する加算であり，管理者と同時並行的な兼務では「加配」になっていないため）</u>